

令和8年8月7日

門川町議会議長 様

(9番) 門川町議会議員 中城 資力 印

一 般 質 問 通 告 に つ い て

令和8年門川町議会第3回定例会において、下記のとおり質問いたしたいので会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

受 付	8 月 7 日 午前 11時 15分	N o . 6
--------	--------------------	---------

質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
1 門川町における地域公共交通の無償化について	町内には自家用車で移動される方が多い一方で、高齢による運転免許証の返納、身体機能の低下、家族構成の変化などにより、自ら移動手段を確保することが難しい町民も増えていると考えます。特に、日常的な通院や買い物に公共交通を必要とする方にとって、交通手段があるかないかは、単なる利便性の問題ではありません。健康を維持できるか、必要な医療を受けられるか、食料品や日用品を購入できるか、地域社会とのつながりを保てるかという、町民の生活そのものに関わる問題です。 本町は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「門川町地域公共交通計画」を策定しています。高齢者の乗合タクシー利用割合は、計画策定時の現況値で約4.3%にとどまり、目標値は10%以上となっています。町自身が、乗合タクシーを必要とする可能性が高い高齢者に、十分利用されていないことを課題として認識しているものと考えます。そこで、公共交通の利用を増やす一つの方法として、私は、「かどっぴータクシーの無償化、または対象を限定した運賃助成制度」を検討すべきではないかと考えます。	町長

2 南海トラフ地震に対しての備えについて	そこで以下の点について伺います。 1 本町の地域公共交通の現状認識について 2 無償化または運賃助成の考え方について 3 財政負担の試算について 南海トラフ地震は今後 30 年以内に高い確率で発生するとされており、宮崎県では最大クラスの津波や大規模な建物被害、ライフラインの途絶などが想定されています。先日の「令和 8 年熊本地震」では発災後 1 週間が経過した現在、水道や電気、道路など、政府や自治体の最大級の応急措置がなされる中でも、普及の目途が未だ立っていません。 このような状況をふまえ、門川町での南海トラフ地震についての備えについて以下の質問をいたします。 1 門川町には避難行動要支援者として登録されている方に対して個別避難計画を作成することが努力義務となっていますが、人工透析患者や在宅酸素療法利用者など、継続した医療を必要とする住民について、本町は医療機関や関係機関とどのような情報共有や連携を行っているのでしょうか。 2 宮崎県道路啓開計画において、門川町内で優先的に啓開される道路はどこであり、その内容を町はどのように把握しているのでしょうか。また、国道 10 号が津波や橋梁損傷などで通行不能となった場合、門川町にどのようなルートで救助活動や物資等の受け入れを行うことを想定しているのでしょうか。	町長
-----------------------------	---	-----------